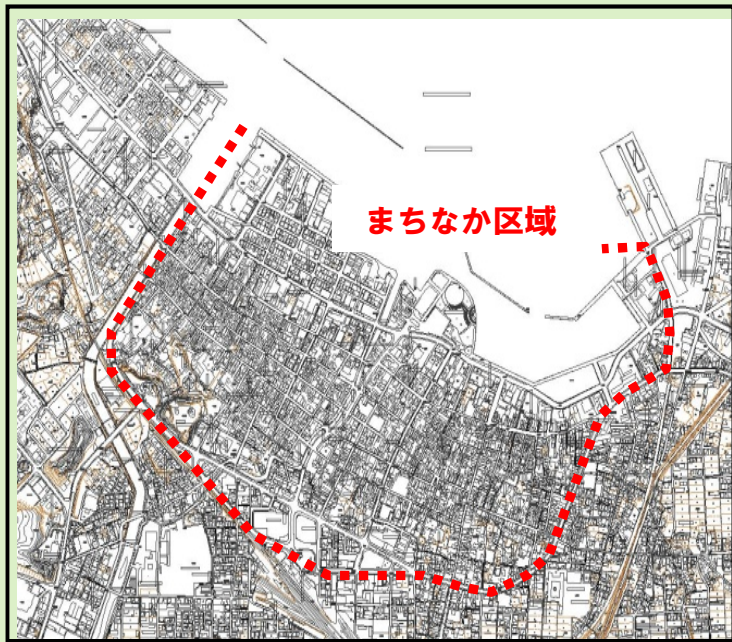


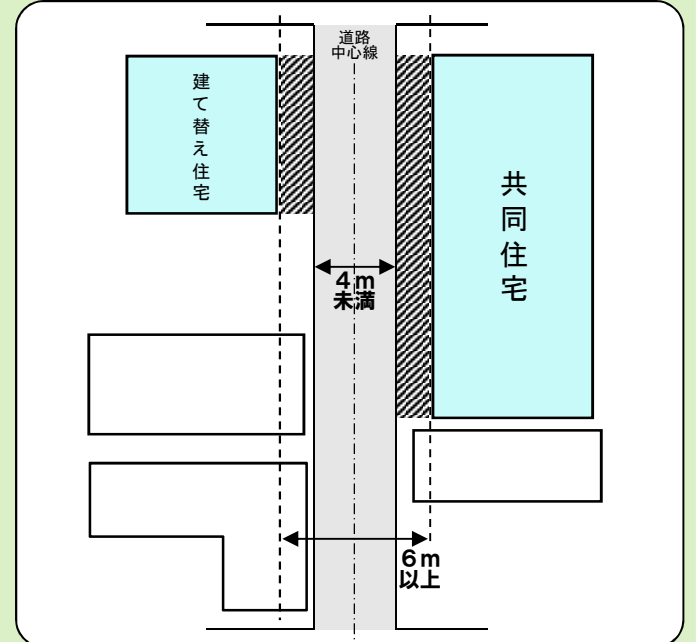
まちなかで家を建てよう☆ ～まちなか居住再生事業～

若者と高齢者が共に暮らし、にぎわいのある「七尾」を取り戻すため、道路を拡幅し、安心・安全な「まちなか」づくりにご協力いただける方に、家を建てる支援をします。



狭あい道路整備事業

中心市街地（左図 まちなか区域）で、前面道路が4m未満の市道である敷地を、道路中心線から3m以上後退（セットバック）させて、住宅を新築または建て替える場合に、後退部分の敷地を市が買い取ります。



住宅建て替え奨励金

条件（すべてを満たすこと）

- ① 一戸建て住宅を解体し、市内の建築業者（※2）で建て替えること
- ② 玄関、居室、便所、風呂及び台所があること
- ③ 併用住宅の場合は、延べ床面積の50%以上が住宅部分であること
- ④ 金融機関から借入れを行うこと
- ⑤ まちなか景観基準（※3）に適合すること

奨励金の額（①+②）

- ① 解体費の50%（上限50万円）
- ② 借入額の10%（上限100万円）

共同住宅建設奨励金

条件（すべてを満たすこと）

- ① 市内の建築士事務所（※1）で設計すること
- ② 市内の建築業者（※2）で建設すること
- ③ それぞれの専用面積が30㎡以上で4住戸以上あること
- ④ 各住戸に玄関、居室、便所、風呂及び台所があること
- ⑤ まちなか景観基準（※3）に適合すること

奨励金の額（①+②）

- ① 設計費の50%（上限100万円）
- ② 1住戸あたり100万円（上限 建設費の10%）



住宅建設用地売買奨励金

条件（すべてを満たすこと）

- ① 購入（※5）した土地に住宅を建設すること
- ② 金融機関から借入れを行うこと

奨励金の額

- 借入れ金額（※4）の10%（上限50万円）
- 【売主が既存住宅を解体後に土地を売る場合】
売主に対し解体費の50%（上限50万円）

【お問い合わせ】
七尾市役所 都市建築課 建築住宅グループ
TEL (0767) 53-8429
FAX (0767) 52-9288

- ※1 建築士法に基づく登録を受けていること
- ※2 建設業法に基づく許可を受けている法人または、住宅建築業を営んでいると認められる個人
- ※3 街並みとの調和（高さ、形、色、素材、緑化など）
- ※4 後退部分を面積案分で差し引いた額
- ※5 平成24年4月1日以降の売買であること